

尼崎市配偶者等からの暴力（DV） 対策基本計画



平成 24 年度～平成 28 年度

尼 崎 市



計画の策定にあたって

● 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVの被害者の多くは女性であり、DVは男女共同参画社会実現の阻害要因の一つです。

平成19年7月に改正(平成20年1月施行)された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」は、「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこと及び「基本計画の策定」を市町村の努力義務としています。

尼崎市は、平成14年7月にDVへの対応と解決の基本的方向を示した「DV対策」を取りまとめ、対策を進めてきましたが、DVに関する相談件数が増加傾向にある中、DVの未然防止、被害者の発見から保護、自立までの切れ目のない支援を行うため、DV対策に係る施策を総合的・体系的にまとめ、関係各課・関係機関が連携して、積極的にDV対策を推進するために本計画を策定するものです。

● 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条第3項に基づく本市の基本計画です。

さらに、「第2次尼崎市男女共同参画計画」(平成24年4月策定)で掲げる基本目標「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の実現を目指すための計画としても位置づけています。

● 計画期間

計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

● 計画の推進

本計画の進捗状況について、毎年度調査し、調査結果を「尼崎市男女共同参画審議会」において報告するとともに意見聴取を行います。計画の推進にあたっては、「DV防止ネットワーク会議」及び市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」において、連携・調整を行います。

「配偶者等からの暴力」の定義について

DV防止法では、「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」としており、また、配偶者には元配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むとされています。

本計画で掲げるDV防止法の根拠を必要としない施策に関しては、「配偶者等からの暴力」を対象とし、DV防止法で定義される「配偶者」だけでなく、恋人など親しい関係にある(又はあった)パートナーも含んでいます。さらに、暴力の範囲については、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含めてとらえています。